

第 26 号議案

足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

足立区河川流水占用料等徴収条例（平成 13 年足立区条例第 38 号）
の一部を次のように改正する。

別表 1 流水占用料の部工業用等（発電用を除く。）の項中「6, 338
円」を「6, 477 円」に改め、同表 2 土地占用料の部中

「

2, 548 円
1, 092 円
3, 641 円
3, 641 円
3, 641 円
1, 820 円
3, 641 円

」

「

2, 485 円
1, 242 円
4, 143 円
4, 143 円
4, 143 円
2, 071 円
4, 143 円

」

を

に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部改正に伴い、流水占用料等を
改定する必要があるため、この条例案を提出いたします。